

令和5年11月2日

一般社団法人埼玉労働基準協会連合会会長
渡邊 伸治 殿

埼玉労働局長



長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書

日頃より、労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度の「過労死等の労災補償状況」をみると、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が多い業種は「運輸業、郵便業」「建設業」等となっています。過労死等防止対策推進法（平成26年法律第100号）では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等防止のための集中的な啓発を行うこととされています。また、同法に基づく「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和3年7月30日閣議決定）では、過労死等防止対策の数値目標として、労働時間については、週労働時間40時間以上の雇用者のうち週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする（令和7年まで）、年次有給休暇の取得率を70%以上とする（令和7年まで）等が掲げられています。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により、時間外労働の上限規制が罰則付きで規定され、平成31年4月1日（中小企業は令和2年4月1日）から適用されていますが、現在、適用が猶予されている建設事業、自動車運転の業務、医師等についても、令和6年4月1日から上限規制が適用されることとなります。併せて、自動車運転の業務は、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号。以下「改善基準告示」という。）についても、過労死等の防止の観点から見直しが行われ、令和6年4月1日から改正された改善基準告示が適用されることとなります。

このようなことから、埼玉労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進するため、昨年を引き続き、11月を「過重労働解消キャンペーン」期間と定め、集中的な周知啓発等を行うこととしています。

貴団体におかれましては、これまでも、働き方改革に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めて過重労働解消キャンペーンの趣旨を御理解いただき、次の事項が着実に取り組まれるよう、傘下団体・企業等に対する周知啓発について御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 働き方の見直しに向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行からの脱却を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくこと

(具体的な取組例)

- ・ 経営トップによるメッセージの発信
- ・ 勤務間インターバル制度、フレックスタイム制、テレワーク、年次有給休暇の計画的付与制度、時間単位の年次有給休暇制度などの導入
- ・ ノー残業デーの設定
- ・ 年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇） 等

2 時間外労働の上限規制が適用猶予されている事業・業務については、その適用に向けて、時間外労働の一層の削減に努めるなど、準備を着実に進めていただくこと

また、物流事業者や建設事業者以外の事業者においても、物流事業者や建設事業者が時間外労働の上限規制や改正された改善基準告示を遵守できるよう、荷主となる場合には、長時間の恒常的な荷待ちを発生させないように努めること、建設工事の発注者となる場合には、適正な工期設定となるよう考慮すること

3 令和5年4月1日からの、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げへの対応も含め、時間外労働に対する割増賃金を適正に支払っていただくこと

4 自社の働き方改革等により、下請等中小事業者に適正なコスト負担を伴わない短納期発注や発注内容の頻繁な変更などの「しわ寄せ」を生じさせることのないよう取引上必要な配慮を行うこと

また、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう取り組んでいただくこと

報道関係者 各位

令和5年10月31日

〔照会先〕

埼玉労働局労働基準部監督課

監督課長 みやち のぶゆき 宮地 延幸主任監察監督官 きのした かつのり 木下 勝規

電話番号 048-600-6204

11月は「過労死等防止啓発月間」です

～過重労働解消キャンペーンを実施します～

厚生労働省では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等を防止することの重要性について国民の皆様の関心と理解を深めるための取組を行っています。

埼玉労働局（局長 くろしゅうじ 久知良 俊二）では、同月間中に、「過重労働解消キャンペーン」として長時間労働の削減や賃金不払残業の解消に向けた集中的な監督指導などを行います。

【主な取組】

1 労使団体等への協力要請の実施

県内14の主要な労使団体等に対し、過重労働解消に向けた取組について、協力要請を行います（別紙1）。

2 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施

労働局長が管内企業の経営トップとの意見交換により、長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。詳細は別途お知らせします。

3 重点監督の実施

長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場や各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対し、労働基準監督官による重点的な監督指導を実施します。

4 過重労働相談受付集中期間の設定及び全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）の実施（資料1）

11月1日（水）から7日（火）までを過重労働相談受付集中期間とし、過重労働を中心に幅広く労働相談を受け付けます（11月4日（土）、5日（日）は、労働条件相談ほっとライン【委託事業】のみの受け付けとなります。）。

また、11月3日（金）を特別労働相談受付日とし、全国一斉「過重労働解消相談ダイヤル」を実施します。

5 過重労働解消のためのセミナーを開催します（無料）（資料2）

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、会場又はオンライン開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

開催日程は、5頁をご参照ください。

「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患又は心臓疾患を原因とする死亡、もしくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患、心臓疾患、精神障害をいいます。

この機会に
一度

ご自身の労働時間を
見つめ直してみましよう。



11月

「過労死等防止啓発月間」に
「過重労働解消キャンペーン」を実施します!

労働基準監督官が
相談をお受けします。

無料 令和5年11月3日(金・祝) 9時~17時

なくしましょう 長い残業

過重労働解消
相談ダイヤル

0120-794-713

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日・2日・3日・6日・7日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談
ほっとライン
(厚生労働省委託事業)

0120-811-610 月~金 17:00~22:00
土日・祝日 9:00~21:00

令和5年度過重労働解消キャンペーン協力要請先

	日付	曜日	時間	要請先	所在地	備考
1	11月1日	(水)	10:00	一般社団法人埼玉県経営者協会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル9階	
2	11月1日	(水)	11:00	一般社団法人埼玉中小企業家同友会	さいたま市中央区上落合2-3-2 新都心ビジネス交流プラザ10階	
3	11月1日	(水)	14:00	一般社団法人埼玉県商工会議所連合会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル5階	
4	11月1日	(水)	14:15	埼玉県商工会連合会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル7階	
5	11月1日	(水)	14:30	埼玉県中小企業団体中央会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル9階	
6	11月1日	(水)	14:45	埼玉経済同友会	さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル10階	
7	11月2日	(木)	9:30	一般社団法人埼玉県医師会	さいたま市浦和区仲町3-5-1 埼玉県県民健康センター5階	
8	11月2日	(木)	10:15	日本労働組合総連合会 埼玉県連合会	さいたま市浦和区岸町7-5-19 あけぼのビル2階	
9	11月2日	(木)	11:00	埼玉県社会保険労務士会	さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル7階	
10	11月2日	(木)	15:00	一般社団法人埼玉労働基準協会連合会	さいたま市中央区新中里1-3-3 埼玉大通りメディカルビル2階	
11	11月7日	(火)	10:00	一般社団法人埼玉県トラック協会	さいたま市大宮区北袋町1-299-3	
12	11月7日	(火)	11:00	一般社団法人埼玉県バス協会	さいたま市浦和区高砂2-2-15	
13	11月7日	(火)	11:30	一般社団法人埼玉県乗用自動車協会	さいたま市浦和区高砂3-10-4	
14	11月7日	(火)	15:00	一般社団法人埼玉県建設業協会	さいたま市南区鹿手袋4-1-7	

過重労働相談受付集中期間のお知らせ

11月1日(水)から7日(火)までを過重労働相談受付集中期間として、相談窓口では過重労働を中心に幅広く労働相談を受け付けます。

この期間は、11月の過重労働解消キャンペーン取組の一環となります。

日程	相談窓口	対応可能時間
11月1日(水) 11月2日(木) 11月6日(月) 11月7日(火)	県内の各労働基準監督署 英語、中国語、ベトナム語の相談は、埼玉労働局労働基準部 監督課の外国人労働者相談コーナーで受け付けています。	8時30分 ～17時15分
11月1日(水) ～ 11月7日(火)	労働条件相談「ほっとライン」 はい! ろうどう 0120-811-610 (フリーダイヤル)	月～金 17時～22時 土日・祝日 9時～21時
11月3日(金) は特別相談受付日として専用ダイヤルを開設します。	過重労働解消相談ダイヤル 0120-794-713 (フリーダイヤル)	9時～17時

【連絡先】

埼玉労働局労働基準部監督課外国人労働者相談コーナー

英語：048-816-3596（対応可能時間：9時～12時、13時～16時30分）

中国語：048-816-3597（対応可能時間：9時～12時、13時～16時30分）

ベトナム語：048-816-3598（対応可能時間：9時～12時、13時～16時30分）

さいたま労働基準監督署 048-600-4801

川口労働基準監督署 :048-252-3773

熊谷労働基準監督署 048-533-3611

川越労働基準監督署 :049-242-0891

春日部労働基準監督署 048-735-5226

所沢労働基準監督署 :04-2995-2555

行田労働基準監督署 048-556-4195

秩父労働基準監督署 :0494-22-3725

過重労働相談受付集中期間以外でも、県内の労働基準監督署や労働条件相談「ほっとライン」では、常時相談を受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。



厚生労働省 埼玉労働局・労働基準監督署